

## 平成20年度第2回さいたま市庁舎整備検討委員会

次 第

平成21年3月18日（水）10時～  
浦和コミュニティセンター第13集会室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) さいたま市のまちづくりについて
- (2) 庁舎等の基礎的調査の結果概要について
- (3) 今後のスケジュール（案）について

### 3 その他の事項

### 4 閉 会

#### 【配布資料】

次第

出席者名簿

席次

資料1 さいたま市のまちづくりについて（総合振興計画の概要）

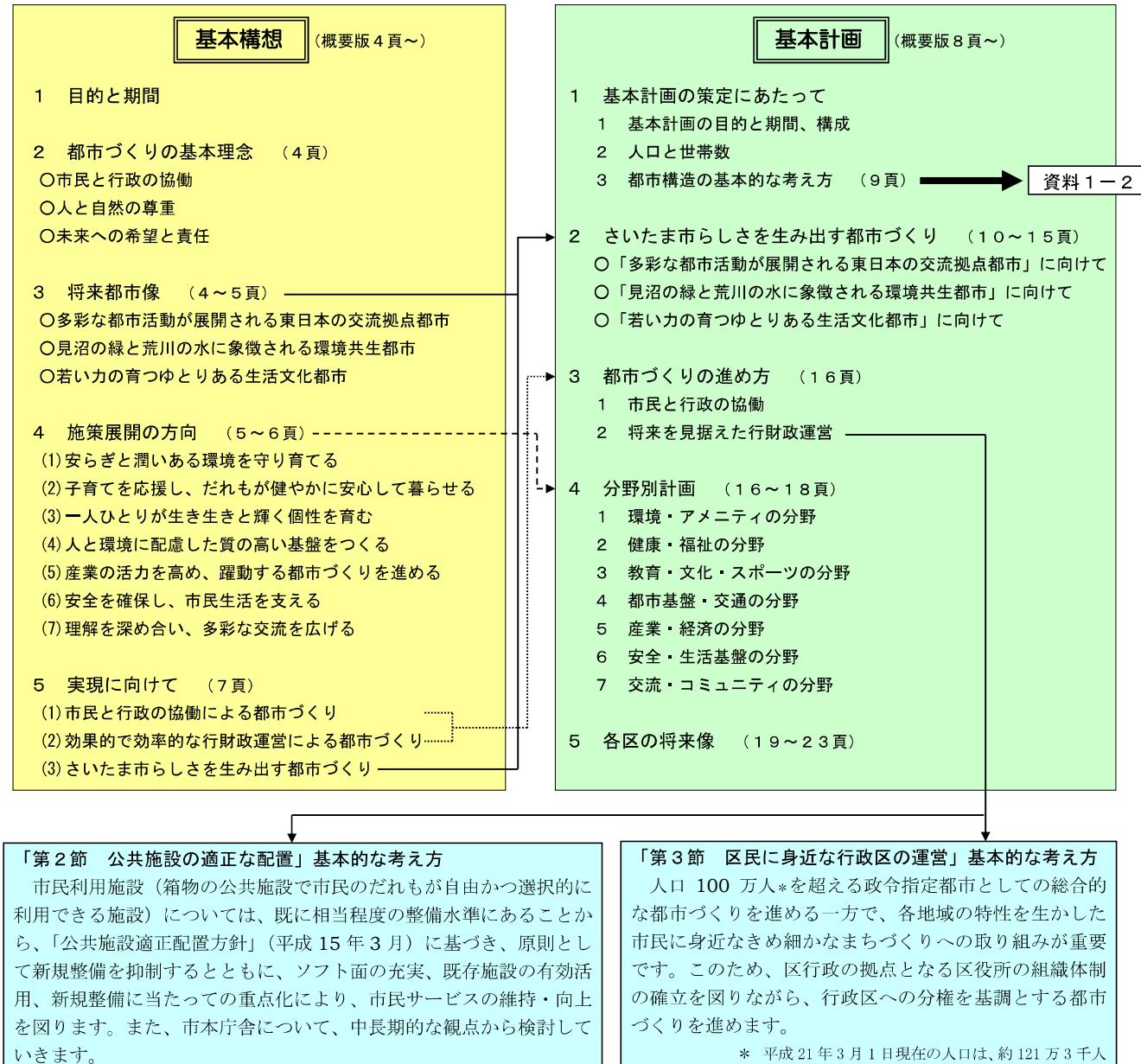
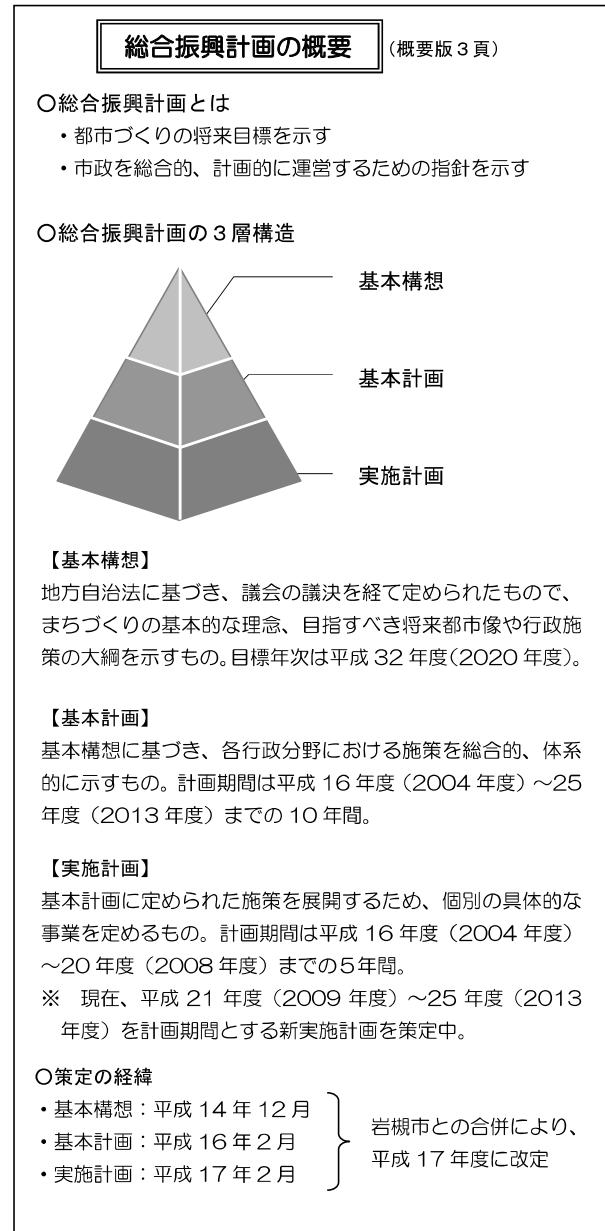
資料2 庁舎等の基礎的調査の結果概要について

資料3 さいたま市庁舎整備検討委員会スケジュール（案）

参考資料1 区役所庁舎概要

参考資料2 さいたま市庁舎整備基金条例

# さいたま市のまちづくりについて（さいたま市総合振興計画の概要）



政令指定都市である本市の都市構造は、広域的に見ると「東日本の交流拠点都市」として、東京を中心とする首都圏の中（東京から 30 km 圏域）に位置付けられており、首都圏の全体的な都市構造の中でも捉える必要があります。

このことを踏まえ、本市の「拠点」である「都心」への機能集積、「副都心」の育成にあわせて、「都市軸」の機能性の向上による都心・副都心の連携の強化を図っていくという多核連携型の都市構造の実現を、本市は目指しています。

### 1. 都市軸（図1参照）

都市軸	役割
中央都市軸 (放射方向)	本市は、東京と北関東・東北地方、上信越地方とを結ぶ放射状の道路・鉄道交通の要衝に位置し、これら首都圏の放射軸の役割を担う南北方向の道路・鉄道に沿って都市機能の集積が進んでいます。この放射方向（南北方向）の軸を本市の主軸と位置付け、その機能を強化していきます。
交流・連携軸 (環状方向)	交流・連携軸は今後積極的に形成を図るべき軸であり、東京中心部から環状方向に位置する業務核都市*などとの連携を促進する機能を有し、東京中心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導する役割等を担います。

\*「業務核都市」とは、東京圏における大都市問題の解決を図るために、都区部以外の 1 都 4 県（茨城、埼玉、千葉、神奈川県）の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、「業務機能」や「広域的連携・交流の拠点」としての役割を担う都市をいう。主な都市としては、立川市、つくば市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市などがある。

### 2. 拠点（図2参照）

#### （1）都心 … 2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区）

高次都市機能の集積により、本市の都市活動の基幹的な役割を果たすもので、業務核都市として首都機能の一翼を担います。

大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区	大宮駅周辺地区	広域的な商業・業務機能、交流機能
	さいたま新都心周辺地区	広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能
浦和駅周辺地区		行政機能、商業・業務機能、文化機能

※中心市街地（2つの都心を包含する区域）

都心間の連携を強化し、高次都市機能の集積を誘導するとともに、新たな産業振興、交流の活性化のための拠点づくりを進めます。

#### （2）副都心 … 4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）

都心と連携しながら、その機能を補完し、都市活動を多様化する役割を担うもので、商業・業務機能の集積、都市型住宅の整備、文化・交流機能の充実など、特性に応じた拠点の形成を進めます。

#### （3）地域拠点 … 主な鉄道駅周辺や区役所周辺など

行政区レベルでの市民の多様な活動や日常生活の中心として、諸機能の充実を図ります。

図1 都市構造(軸の構成と方向)

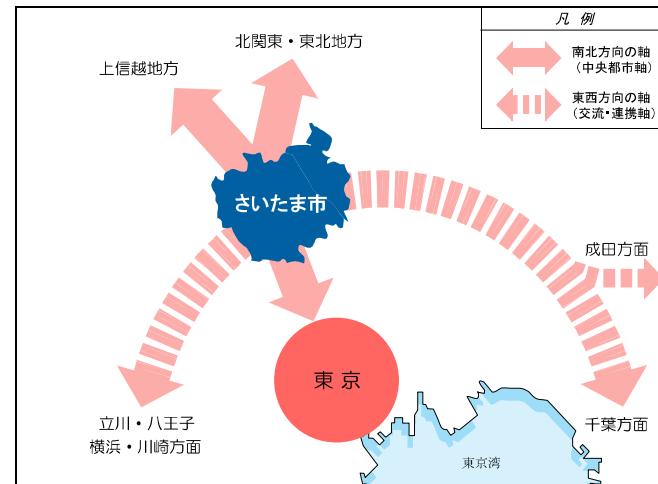
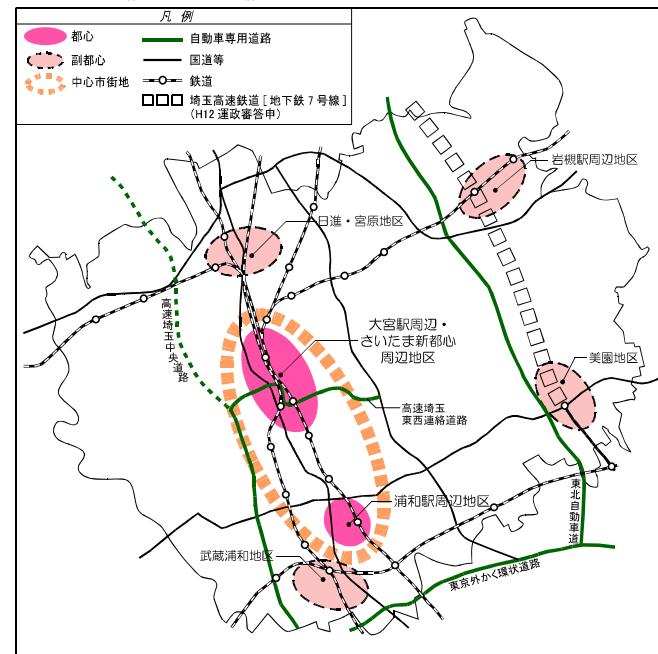


図2 都市構造(拠点の構成と配置)



## 庁舎等の基礎的調査の結果概要について

年 度	これまでの取組	
平成 13 年度	さいたま市誕生	
平成 14 年度 (会議開催 : 4 回)		4 月 : 「新市庁舎内検討会議」設置
平成 15 年度 (1回)	政令指定都市移行	<p>1. 市役所（本庁舎・分庁舎）の施設概要に関する調査 政令指定都市の人口や職員数などの基礎的指標や市役所の規模、立地条件などの施設概要調査を実施</p>
平成 16 年度 (3回)		<p>2. 市役所(本庁舎)と区役所の機能分担に関する調査 本庁と区役所の機能分担に関する基本的な考え方や行政区の人口や職員数などについて調査を実施</p>
平成 17 年度 (3回)	岩槻市編入合併	<p>3. 市役所(本庁舎)の耐震性、建設（建替）に関する動向と今後の方針性に関する調査 本庁舎の耐震化への対応や建設（建替）予定の有無、建設に係る今後の方針性などについて調査を実施</p>
平成 18 年度 (2回)		<p>4. 庁舎整備基金に関する調査 基金の設置時期や目的、積立に係る財源、積立額の現在など庁舎整備基金の設置状況について調査を実施</p>
平成 19 年度 (3回)		<p>※市民参加による検討組織の設置も併せて検討</p>
平成 20 年度 (6回)		<p>11 月 : 第1回さいたま市庁舎整備検討委員会</p> <p>3月 : 第2回さいたま市庁舎整備検討委員会</p>

### 調査対象：政令指定都市(17 市)

さいたま市・札幌市・仙台市・千葉市・川崎市・横浜市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市

※ 静岡市は H17.4、堺市は H18.4、新潟市及び浜松市は H19.4 に移行。

### 1. 市役所（本庁舎・分庁舎）の施設概要に関する調査

#### <調査の内容>

- 基礎的な指標：現在の人口、本庁舎建設時の人口、総職員数、職員一人当たり人口
- 市役所の規模等：敷地面積、延床面積、職員数、市役所の建設年月日
- 市役所の立地条件：所在地、最寄駅及び最寄駅からの距離、道府県庁からの距離、最寄主要官公署等

#### <結果の概要>

- ・本市の市役所（本庁舎・分庁舎）は、政令指定都市 17 市の中では、敷地面積は大きいが、建物の延床面積は小さくなっている。職員一人当たりでみると、延床面積は 21.3 m<sup>2</sup>で、政令指定都市平均 24.0 m<sup>2</sup>を下回っている。
- ・本市は職員一人当たり人口が多く、少ない職員数でより多くの市民に対応していることになる。
- ・最寄駅から市役所までの距離は、300m 以内が 11 市、500～800m が 5 市で、さいたま市は 1,300m となっている。
- ・政令指定都市のうち道府県庁所在地 13 市（川崎市・浜松市・堺市・北九州市を除く）を比べると、道府県庁からの距離は、500m 以内が 4 市、500m～1km が 2 市、1～2km が 4 市、2～3km が 3 市となっている。さいたま市から埼玉県庁までは約 400m で、比較的近い。

表1 市役所（本庁舎・分庁舎）の面積等の比較

平成 19 年 4 月 1 日現在

	さいたま市	順位	平均値	最大値	最小値
敷地面積	38,036 m <sup>2</sup>	3 位	22,772	48,736	9,362
延床面積	43,943 m <sup>2</sup>	15 位	66,225	125,657	36,062
職員 1 人当たり敷地面積	18.4 m <sup>2</sup> /人	4 位	9.5	20.8	2.5
職員 1 人当たり延床面積	21.3 m <sup>2</sup> /人	11 位	24.0	34.7	14.1
職員 1 人当たり人口	129 人/人	3 位	108	140	61

注：職員 1 人当たり人口は平成 20 年 4 月 1 日現在

## 2. 市役所(本庁舎)と区役所の機能分担に関する調査

### <調査の内容>

- 市役所と区役所の機能分担に関する基本的な考え方※
  - 区に関するデータ：区役所職員数、行政区の人口（最大・最小・平均）
  - 駐車場のデータ：駐車台数（市役所本庁舎・区役所）※
- ※新潟市・静岡市・浜松市・堺市を除く13市を対象に調査

### <結果の概要>

- ・市役所は全市的な観点や統一的基準を必要とする業務、区役所は市民に身近な業務を行うことでは共通するが、仙台市（区役所を地域における総合行政機関と位置付け、福祉、衛生、土木、建築についても区で処理する）、横浜市（身近なサービスはすべて区役所が提供し、市民サービスの最前線である区役所を局がサポートする）など、区役所の機能を重視する市もある。
- ・本市の行政区は人口規模が小さく、平均職員数も少ない（表2参照）。
- ・市役所の駐車台数は、200台未満が4市、200～300台が6市、300台以上3市となっている。さいたま市は458台（浦和区役所と兼用）で、千葉市（708台）に次いで多い。

表2 行政区の比較

	平成20年4月1日現在				
	さいたま市	順位	平均値	最大値	最小値
行政区の数	10区	5位	9.6	24	3
行政区の平均人口	118,834人	13位	158,833	236,951	100,434
行政区の平均職員数	157人	16位	258	392	138

## 3. 市役所(本庁舎)の耐震性、建設（建替）に関する動向と今後の方向性に関する調査

### <調査の内容>

- 本庁舎の耐震性：耐震診断の実施の有無、耐震診断の結果とその対策・措置
- 建設（建替）に関する動向と今後の方向性
  - ・建設（建替）予定の有無
  - ・建設（建替）について：今までの動向と今後の方向性、課題・問題点

### <結果の概要>

- ・耐震診断は2市（新潟市、堺市）を除いて完了している。
- ・耐震補強が必要と診断された9市のうち7市（札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、神戸市、さいたま市）は、既に耐震改修を実施済・実施中、または計画中である（さいたま市は平成22年度以降実施予定）。残りの2市、仙台市では、市役所の建替計画があるため、暫定補強を実施することとしており、また、京都市では、耐震改修に限定せず、総合的な整備計画を検討する中で対応することとしている。
- ・4市が、本庁舎の建設（建替）を検討中としている（表3参照）。

表3 市役所・区役所建設（建替）を検討中の都市

平成19年12月現在

	現在までの動向と今後の方向性など	
	仙台市	横浜市
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年1月に改築を決定し、庁舎建設検討委員会を設置して、平成16年度・17年度の2ヵ年にわたり現庁舎の耐震化を含めて検討を進めてきた。</li> <li>・庁舎の耐震改修を具体的に計画するなかで、耐震改修後の施設の利用期間を平成34年頃までと判断したことから、庁舎整備の検討を当面休止している。</li> </ul>	
横浜市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎整備審議会答申（平成7年1月）などがあったが、厳しい財政状況のなかで、実質的な検討は凍結していた。</li> <li>・開港150周年を視野に入れ検討を行うこととし、平成19年度に基金を取崩して、用地を取得した。</li> </ul>
新潟市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市（平成19年4月）への移行時に、既存施設を活用して区役所を設置。</li> <li>・市役所・区役所ともに、耐震化・狭隘な敷地・区役所の位置などの問題を抱えており、区役所整備のあり方について検討を行っている。</li> </ul>
京都市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所（の一部）は昭和2年の建設であり、平成2年度から庁舎整備基金の積立を開始し、新庁舎建設を検討してきたが、厳しい財政状況のなかで、新たな基金の積立ては見送られている。</li> <li>・耐震補強の必要性などにより、新たな整備計画の策定に向けて検討を始めている。</li> </ul>

## 4. 庁舎整備基金に関する調査

### <調査の内容>

- 庁舎整備基金の有無
- 基金に関する基本的な事項：設置年月、名称、所管課、設置目的・使途
- 基金の積み立て：基金設置時の積立額、平成19年度末の現在高、基金積立の財源
- 基金に関する動向及び今後の運用方針等

### <結果の概要>

- ・17市の中でも8市が庁舎整備基金を設置している。設置目的としては、庁舎整備に加えて、庁舎改修（仙台市）、出先総合庁舎等公共施設の建設（福岡市）を位置付けている例がある。
- ・積立基金の現在高は市によって大きな幅がある（表4参照）。なお、横浜市（用地取得）及び浜松市（地域自治センター建設）では、近年に多額の取り崩しを行っている。
- ・平成19年度の積立の財源は、基金の利子収入（運用収入）のみとする市が7市を占める。仙台市では耐震補強工事に向けて年間5億円ずつ積み立てている。

表4 庁舎整備基金の現在高

平成19年度末現在

1千万以下	1億円程度	10~40億円	100億円以上
川崎市、福岡市	横浜市、浜松市	仙台市、千葉市、堺市	京都市

## 資料3

### さいたま市庁舎整備検討委員会スケジュール（案）

年度	月	スケジュール	内 容
平成20年度	11月	◆第1回委員会◆ 平成20年11月18日(火) 10時～ さいたま商工会議所 4階 特別会議室	1 委員長及び副委員長の選出 2 委員会設置までの経緯について 3 委員会の役割及び今後のスケジュール（案）について
	3月	◆第2回委員会◆ 平成21年3月18日(水) 10時～ 浦和コミュニティセンター 第13集会室	1 さいたま市のまちづくりについて 2 庁舎等の基礎的調査の結果概要について 3 今後のスケジュール(案)について
平成21年度	7月頃	◆第1回委員会◆	他市の ・庁舎施設概要について  ・本庁舎と区役所庁舎の機能分担について  ・庁舎の耐震性、建設(建替)に関する動向と今後の方向性について
	10月頃	◆第2回委員会◆	
	3月頃	◆第3回委員会◆	これまでの委員会で出された意見の中間報告(案)について
平成22年度		◆委員会（隨時開催）◆	

# 区役所庁舎概要

参考資料 1

(平成20年4月1日現在)

			所在地	建築年月	開設年月	建設形態 ※1
西区役所			〒331-8587 西区大字指扇 3743番地 ☎ 048-622-1111	平成15年 3月	平成15年 4月	本設
北区役所		※2	〒331-8586 北区宮原町1丁目 852番地1 ☎ 048-653-1111	平成20年 3月	平成15年 4月	本設
大宮区役所		本館 南館	〒330-8501 大宮区大門町3丁目 1番地 ☎ 048-657-0111	昭和41年 11月	平成15年 4月	本設
		東館		昭和32年 10月		
		A・B・ C・D 棟	大宮区下町3丁目 8番地3	昭和58年 11月		
		E棟		平成3年 10月		
		F棟		平成14年 10月		
		合計	—	—		
見沼区役所			〒337-8586 見沼区堀崎町 12番地36 ☎ 048-687-1111	平成15年 3月	平成15年 4月	本設
中央区役所		本館	〒336-8686 中央区下落合5丁目 7番10号 ☎ 048-856-1111	昭和43年 10月	平成15年 4月	本設
		別館	中央区下落合5丁目 6番11号	①昭和46年 3月 ②平成12年 12月		
		合計	—	—		

※1 「建設形態」について、「本設」は建て替えを予定していない建物、「仮設」は近年中に本設区役所を建設予定している建物、「暫定」は当分の間の仮の建物を示す。

※2 北区役所の「敷地面積」はグラザース全体の面積であり、「建築面積」「延床面積」は、区役所占有面積の数値である。なお、「駐車場」「駐輪場」はグラザース、北図書館と共用である。

敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建築面積 (m <sup>2</sup> )	延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造・規模	(来庁者用) (公用) 駐車場台数合計	(来庁者用) (公用) 駐輪場台数合計
6,000.54	2,521.18	4,864.48	鉄骨造 地上3階	( 59台) ( 11台) 70台	( 36台) ( 55台) 91台
26,015.67	1,895.87	5,814.14	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造 免震構造 地上3階	(185台) ( 15台) 200台	(341台) ( 40台) 381台
9,046.41	2,884.87	11,526.68	鉄筋コンクリート造 地上7階 地下2階	(120台) ( 35台) 155台	(150台) ( 30台) 180台
	456.87	1,370.61	鉄筋コンクリート造 地上3階		
5,647.12	1,044.40	1,195.09	プレハブ鉄骨造 地上1階 一部2階	( 26台) ( 60台) 86台	( 30台) (200台) 230台
	310.29	596.22	プレハブ鉄骨造 地上2階		
	535.40	997.56	プレハブ鉄骨造 地上2階		
14,693.53	5,231.83	15,686.16	—	(146台) ( 95台) 241台	(180台) (230台) 410台
6,070.44	2,409.27	5,719.85	プレキャスト コンクリート造 地上3階	( 60台) ( 4台) 64台	( 47台) ( 24台) 71台
7,348.94	1,826.49	5,593.75	鉄筋コンクリート造 地上4階	( 48台) ( 96台) 144台	( 76台) ( 84台) 160台
3,202.61	① 888.73 ②1,127.60	①2,691.82 ②2,348.73	①鉄筋コンクリート造 地上4階 ②鉄筋コンクリート造 地上3階		
10,551.55	3842.82	10,643.30	—	—	—

		所在 地	建築年月	開設年月	建設形態 ※1
桜区役所		〒338-8586 桜区道場4丁目 3番1号 ☎ 048-858-1111	平成17年 3月	平成15年 4月	本設
浦和区役所		〒330-9586 浦和区常盤6丁目 4番4号 ☎ 048-825-1111	昭和51年 2月	平成15年 4月	本設
南区役所		〒336-8586 南区別所7丁目 6番1号 ☎ 048-838-1111	平成15年 3月	平成15年 4月	暫定
緑区役所		〒336-8587 緑区大字中尾 975番地1 ☎ 048-874-1111	平成15年 3月	平成15年 4月	本設
岩槻区役所		本館	〒339-8585 岩槻区本町6丁目 1番1号 ☎ 048-790-0111	昭和46年 4月	平成17年 4月
		第1別館		昭和46年 4月	
		第2別館		平成5年 3月	
		第3別館	岩槻区本町6丁目 5番10号	平成元年 10月	
		第4別館	岩槻区本町4丁目 4番15号	昭和53年 5月	
		合 計	—	—	

※3 桜区役所の「敷地面積」はプラザウエスト全体面積の数値であり、「建築面積」「延床面積」は区役所占有面積の数値である。なお、「駐車場」はプラザウエスト、桜図書館、記念総合体育館と共用であり、「駐輪場」はプラザウエスト、桜図書館と共に用である。

※4 浦和区役所は、市役所本庁舎本館（地上11階、地下2階）の地上1階部分に相当する。  
上記「敷地面積」「建築面積」は市役所本庁舎本館の数値であり、「延床面積」は市役所本庁舎本館の地上1階部分の数値である。なお、「駐車場」「駐輪場」は市役所と共に用である。

※5 緑区役所の「来庁者用駐車場」は、暫定利用分を含む。

敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建築面積 (m <sup>2</sup> )	延床面積 (m <sup>2</sup> )	構 造・規 模	(来庁者用) (公用)	(来庁者用) (公用)
				駐車場台数合計	駐輪場台数合計
30,847.60	1,861.30	6,541.43	プレキャスト コンクリート造 地上4階	(395台) ( 24台) 419台	(188台) ( 18台) 206台
28,961.16	4,975.46	4,347.91	鉄筋鉄骨 コンクリート造 地上11階 地下2階	(227台) (183台) 410台	(360台) (515台) (875台)
6,005.90	1,444.03	4,516.14	鉄骨造 地上4階	( 66台) ( 32台) 98台	( 70台) ( 60台) 130台
3,875.45	1,680.45	4,729.65	鉄骨造 地上4階	( 75台) ( 19台) 94台	( 36台) ( 36台) 72台
8,866.71	1,075.67	6,551.01	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階	(116台) ( 72台) 188台	( 72台) ( 62台) 134台
	266.40	788.40	鉄筋コンクリート造 地上3階		
	161.48	322.96	軽量鉄骨造 地上2階		
5,008.54	153.36	306.72	軽量鉄骨造 地上2階	( 64台) ( 4台) 68台	( 10台) ( 10台) 20台
832.78	298.11	298.11	軽量鉄骨造 地上1階	( 6台) ( 0台) 6台	( 15台) ( 0台) 15台
14,708.03	1,955.02	8,267.20	—	(186台) ( 76台) 262台	( 97台) ( 72台) (169台)

さいたま市庁舎整備基金条例

(平成21年3月17日 条例第9号)

(設置)

第1条 庁舎（本庁舎又は区役所庁舎をいう。以下同じ。）の整備に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、庁舎の整備に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。